

ID: 12

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条		
例 規 番 号	平成17年条例第60号		
【基準】 第2条の規定による。 (使用料) 第2条 市は、別表第1に掲げる行政財産及び公の施設(以下「施設等」という。)を使用しようとする者から、同表に定める使用料を徴収する。 ○下記の施設については、以下の規定による。 1. 旭市多世代交流施設 - 旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例(R3. 3. 18条例第1号) 第11条 - 旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則(R4. 3. 31規則第15号) 第6条 2. 火葬施設 - 旭市火葬場及び火葬施設の設置及び管理に関する条例(H17. 7. 1条例第85号) 第4条 3. 大原幽学記念館 - 大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例(H17. 7. 1条例第145号) 第6条 4. 旭市弓道場 - 旭市弓道場の使用料及び管理にかかる確認書(H26. 10. 1 旭教体第134号) ○一般廃棄物処理手数料については、以下の規定による。 - 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(H17. 7. 1条例第92号) 第13条			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 財政課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市使用料及び手数料に関する条例 第3条		
例 規 番 号	平成17年条例第60号		
【基準】 第3条の規定による。 (手数料) 第3条 市は、別表第2に掲げる特定の者のためにする事務(以下「事務」という。)を依頼しようとする者から、同表に定める手数料を徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 財政課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市使用料及び手数料に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第60号		
【基準】 第9条の規定による。 (過料) 第9条 偽りその他不正の行為によって使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 財政課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例 第2条		
例 規 番 号	平成17年条例第61号		
【基準】 第2条及び附則第3項の規定による。 (延滞金の納付) 第2条 諸収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、当該諸収入金に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14. 6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第2条に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日